

本書は、刑事訴訟法を本格的に学ぼうと考える方々をサポートするために編まれた。以下、本書の特色や使用法、そして刑事訴訟法を学ぶコツについて著者3人が語りたいと思う。少々長くなるが、重要なメッセージを含んでいるので、よろしくおつきあいいただきたい。

本書は講義パートと短答パートに分かれる。講義パートは、大学などで刑事訴訟法の講義に参加したり、厚めの教科書を自分で読み進めたりする際に併用するという形で利用してほしい（読者の便宜のため、各章の冒頭に標準的教科書3冊の関連頁を示した。白取・白取祐司『刑事訴訟法〔第5版〕』（日本評論社、2008年）、田口・田口守一『刑事訴訟法〔第4版補正版〕』（弘文堂、2006年）、福井・福井厚『刑事訴訟法講義〔第4版〕』（法律文化社、2009年）である）。

講義を聞いてもスピードが速すぎてよくわからないとか、教科書を読み進めていくこうとしてもいちいちひっかかるか先に進まないという方は多いと思う。これは、刑事訴訟法の知識が少なく、基本的思考枠組を十分に形成していない段階で大量の情報が流入してくるため、脳内の情報処理が追いつかないことに原因がある。

そこで本書の講義パートは、大胆に情報を刈り込み、ぜひともおさておかねばならない重要な点を列挙し、基本的な論理の流れや知識間の関連づけを明瞭に示すことによって、読者の情報処理速度を上げるために資するよう配慮している。認知心理学の言葉を使って表現するならば、「刑事訴訟法スキーマを早期に形成しトップダウン処理による理解を促進するための先行オーガナイザー」として講義パートを構成した、ということになる。

このような方針で構成されているので、かなり勉強が進んだ段階の方にも整理ノートとして使用することが可能になっている。本書の母体となった講義レジュメを徹底活用して法科大学院に合格したり新司法試験に合格した人は少なからずいる。入口段階から出口段階まで、一貫して勉強のお伴としてほしい。

短答パートには、新司法試験（プレテストを含む）の短答問題と、関西学院大学法科大学院のご厚意を得て同法科大学院の既習者認定試験問題を再構成し、掲載している。これらの問題を解くことにより、講義パートで提供した知識や、講義パートでは十分に説明しなかった（条文を読めばわかるような）基本的知識を確実に頭に入れてほしい。

これらの短答問題は、原則として「実力を試すのではなく、実力をつけるために」使ってほしい。何となくフィーリングで解いてみても意味がない。場合によってはすぐ正答を見ても構わないから、なぜその答えになるのか、しっかり説明で

きるようにしてほしい。定義の知識を問う問題であれば、「〇〇とは〇〇〇〇を意味するものであるから」、条文の知識を問う問題であれば、「〇〇条で〇〇〇〇と書いてあるから」とか「〇〇条の趣旨は〇〇〇〇であるから」、判例の知識を問うものであれば、「最高裁が〇〇と判断したから」、学説の知識を問うものであれば、「〇〇説によれば〇〇〇〇のように解釈されるから」などと答えられるようにしてほしい。このように明確に説明できないということは、まだ十分に理解していないということだ。面倒でもこの作業をこなすことにより、あなたの理解と記憶は確実なものになっていくだろう。

今回のプロジェクトに参加していただいたのは、葛野尋之、斎藤司の両氏である。さまざまな研究会で一緒にすることも多く、教育についても熱心で学生の評判もよい方たちである。葛野さんは私より8歳上、斎藤さんは私より9歳年下ということで、ほぼ3世代に渡るという点でもバランスがよい。本企画のいいだしつべである中川の講義レジュメをベースとしたうえで、斎藤さんは最近の法改正部分を中心に新たな章・節の書き下ろしと図表の作成を担当していただいた。葛野さんは全部にわたって表現を見直し、追加すべき事項を追加していただいた。調整のための議論は相当行ったが、基本的な視点を共有する3人なので、深刻な対立に至ることはなく、スピーディーに作業は進んだ。

表紙のイラストは、有名な「洞窟の比喩」をイメージしたものである。プラトンの『国家』第5章514A以下に登場するので、ご存じない方はぜひ原典を読んで確認してほしい。プラトンのイデア論や哲人政治の主張に賛同しているわけではないが、眞実を知ろうとし、自分が知ったことを真摯に伝えようとするアティテュードを示したものとしてみれば、この比喩には共感するところ大なのである。本書を使用して刑事訴訟法を学習しようというみなさんも、ぜひこのアティテュードでもってさまざまな困難に立ち向かってほしいと思う。

2008年12月25日

カラヤンのモスクワライブを聴きながら

中川 孝博

私は、刑事訴訟法の講義を担当してまだ3年の駆け出し教員である。それゆえ、講義内容をどのように伝えればよいか悩みながら教壇に立つ毎日をすごしている。その悩みの1つは、抽象的概念・論理アレルギーの学生が少なからず見られるなか、とくにそのような部分が多い刑事訴訟法の講義をどのように伝えればよいかというものである。私の講義では、具体例や図・イメージ像などを多用している。そのこと自体は、講義方法の質的改善につながる部分もあるし、必要だと思う。しかし、考えてみてほしい。具体例は、抽象的概念・論理を理解する「きっ

かけ」に過ぎない。1つの具体例をみて、その抽象的概念・論理を理解しようとすることは、地球上で生じることのみで宇宙全体を理解しようとするに等しい。それはきわめて困難な作業であるし、理解を誤る可能性もある。事実、講義で挙げた例はわかったが、「〇〇という事例ではどうか」「△△という事例ではどうか」という具体例での質問が多くみられる。しかし、これではきりがないし、応用力がつきにくい。

具体例は、しょせん、抽象的概念・論理を説明者が「加工」したものに過ぎない。その具体例が正しいものとはかぎらないし（加工されることによって、誤りが入る可能性が生じる）、その具体例から伝わるもののが人によって異なる可能性も生じる。結局、抽象的概念・論理を自分のものにするためには、具体例を用いた説明を入口にしながら、直接に抽象的概念や論理に触れるしかないのである。

とはいっても、学生のみなさんが、刑事訴訟法の学習そのものを敬遠すること、抽象的概念・論理アレルギーになることを避けるため、本書でも、概念的具体的イメージや図などを使用している。とくに、抽象的概念・論理が苦手という学生のみなさんは、これらのイメージや図を用いながら、学習してほしい。しかし、私の希望としては、それだけで終わらないでほしい。一通り学習が終わった後、さらに本書を用いて学習を進めて、私が作成したイメージや図を「自分の頭の中にある抽象的概念・論理のイメージとはここが違う」というふうに批判的にみてほしい。抽象的概念や論理を身につける学習法の1つは、自分の中で具体的なイメージを作成することだと、私は思っている。ぜひ、みなさんは、自分なりのイメージや図を作成しながら学習してみてほしい。その際に発見された、私の誤りやみなさんの自信作は、ぜひ私にご教示いただきたい（私のHP [<http://www.saitoh-strw.com/>] まで）。

法学アレルギーの学生であった私にとって、抽象的概念・論理や難解な法律用語などに直面して、刑事訴訟法の本格的な学習を敬遠したくなる気持ちは痛いほどよくわかる。しかし、「ちょっと覚えるだけだった」「簡単だった。ノート写すだけでいいし」という状態が延々と続く学習の日々は、みなさんに何かをもたらしてくれるのだろうか。私は、そうは思わない。「よくわからない」「むずかしい」という状態は、苦しみであるとともに、「かわないと」という行動のきっかけを与えてくれているはずである。そして、その苦しみを乗り越えようとする選択は、確実にみなさんの生きる力となるはずである。本書は、そのきっかけを得ながらも、法律（刑事訴訟法）の学習に不安を抱く学生も念頭に置きながら構成されている。学生のみなさんが一步前に進む力の一助になれば幸いである。

私は、本書作成にかかわったメンバーの中で一番の若輩である。中川さんや葛野さんは、刑法の研究者を志したときから、研究・教育面も含めて、つねに尊敬やあこがれの対象であった。そのお2人に挟まれながらの執筆作業や打ち合わせは、忌憚のない意見の交換や批判も交えて進められ、私にとって知的刺激に満

ちたものであった。

法律文化社の田嶋純子さんと掛川直之さんは、このような刺激的な執筆作業のきっかけを熟意のこもった言葉で与えてくださった。とくに、掛川さんは、ときには、私たちに率直な意見を示してください、ときには、私たちのわがままに我慢強く応じてくださった。本書の完成は、お2人の支えなくしてはあり得なかつた。執筆者を代表してお礼を申し上げたい。

2009年1月17日

松山城を臨む自宅にて季節外れのコブクロ「桜」を聴きながら

斎藤 司

憲法31条は、「何人も法律の定める手続によらなければ……刑罰を科せられない」と規定している。日本国憲法が、31条以下において、他の憲法にみられないほど詳細かつ具体的に、刑事手続や刑罰について規定しているのは、戦前・戦中期、刑事手続や刑罰が市民の人権を力によって剥奪する道具となっていたことへの反省に立っている。戦争責任の1つの具体化である。この歴史的意義は、忘れられてはならない。

このような憲法のもと、刑事訴訟法は、犯罪に対する刑罰を具体的に実現するために必要とされる犯罪の捜査や裁判の手続について定めている法律である。刑事訴訟法を学ぶうえでは、2つの意味において「原理・原則」が大切なように思う。

第1に、刑事手続の具体的なあり方を、人権保障の原理としての「適正手続（デュー・プロセス）」や「無罪推定」、訴訟構造としての「当事者主義」、手続原則としての「公判中心主義」や「直接・口頭主義」、証拠法原則としての「疑わしきは被告人の利益に」など、「原理・原則」がどのように具体化されているか、という視点から理解することが重要であろう。これらの「原理・原則」は憲法から生まれたものであるが、それを具体化したものとして刑事手続の具体的あり方を理解すると、断片的ではない、体系的な理解が可能になり、未知の問題への応用も利く。つまり全体をイメージするなかで未知の部分を補っていく創造的な思考力も培われるであろう。これは、法的判断力の核心にあるもののように思う。

第2に、刑事訴訟法の判例で問題になるのは、多くの場合、「原則」に対して「例外」がどのような根拠で、どの範囲まで認められるかということである。いろいろな試験も、このような問題について考えさせることが通例であろう。それゆえ、「例外」の根拠・範囲にばかり目を奪われがちである。しかし、「例外」の根拠・範囲を考えるうえでは、まず「原則」が何なのか、なぜそのような「原則」が承認されるのか、を確認しなければならない。その「原則」を覆すだけの強い必要性と納得いく相当性があつてはじめて、「例外」が合理的なものとして許容される。「原則」をとばして、「例外」の根拠・範囲ばかりを考えると、場あ

たり的でご都合主義的な判断に流れる危険がある。これは、法的判断として最も避けるべきものであろう。

中川さんの講義レジュメをベースに、斎藤さんと私の補足・修正を加えることによって、教育、さらには研究における3人の個性が良い意味でミックスされた新しい『講義案』ができたように思う。もっとも、3人の個性の違いに由来して、それぞれにとては、書き足りない部分や少し違う表現で説明したい部分もいくらかある。私にとっては、「講義案」という性格上やむを得ないとは思いつつも、とくに基本原則や基本的制度の歴史的説明が十分できなかった点が、少々心残りである。

このような点については、3人それぞれの講義の中で、適宜、補足していくことになろう。それゆえ、同じ『講義案』であっても、それぞれの講義の後、受講者によって書き込みのなされたものは、違ったものになっているはずである。さらに、各人が信頼できる教科書を読み込み、判例にあたり、友人と議論し、自らとことん考え抜いた結果を書き込んだ各人の『講義案』は、それぞれの個性を鮮やかに放ちつつ、全く違ったものになっているであろう。一人ひとりが自分だけの『講義案』を作っていくことが、かけがえのない学びのプロセスになる。そのプロセスで出合った疑問や気づきを大切にしてほしい。そのなかに、「正解」に楽に早く到達する方法を教わるのではない、自らによって自らを成長させるという意味において主体的な学びの契機を見つけることができるであろう。そのことが自らに力を与えることになり、さらにそれは他者を力づけることにつながっていくであろう。

このようなことが、完成された体系的教科書ではない『講義案』を使った学習の面白さであるように思う。私がこの新しい『講義案』作りに参加したのは、このように考えたからである。私自身、この『講義案』作りを通じて、お2人からの刺激を受けるなか、自ら学ぶ機会を得た。感謝。

2009年1月21日

窓に朝焼けをみながら

葛野 尋之

〈第2版の刊行にあたって〉

裁判員裁判の施行直前に本書第1版を刊行してから3年が経過した。刑事訴訟法の世界におけるこの間の動きは激しく、内容のアップ・ツー・デートをはかる必要が生じた。また、3人の著者を含め実際に本書を授業に使用した教員の経験をふまえ、より学習効果が上がるよう様々な「補修」を行ったほうがよい箇所も散見された。

そこで、以下のような改訂を施し、第2版としてみなさんにお届けする。本書

の効果的な使用法は第1版の時と変わらない。はしがきを熟読し、元気に、かつ、確実に、刑事訴訟法の基本的知識と物の見方を身につけてほしいと思う。

——改訂ポイント——

- ①第1版刊行後になされた法改正をフォローした。
- ②第1版刊行後に出了された重要判例の紹介を追加した。
- ③判例は出でないが検討すべき実務上の重要な問題の紹介を追加した。
- ④講義パートの各章冒頭に置いている標準的教科書とその該当ページを改訂した（もっとも、2011年の法改正に伴い、各教科書が版を早々に変える可能性もあるので注意されたい）。
- ・上口：上口裕 『刑事訴訟法 [第2版]』（成文堂、2011年）
- ・白取：白取祐司 『刑事訴訟法 [第6版]』（日本評論社、2010年）
- ・田口：田口守一 『刑事訴訟法 [第5版]』（弘文堂、2009年）
- ・福井：福井厚 『刑事訴訟法 [第4版]』（法律文化社、2009年）
- ⑤第1版における文章表現、図表等を全面的に見直し、ブラッシュアップした。
- ⑥講義パートの章扉を廃し、かつ、短答パートを本書後半にまとめて掲載した。これにより、講義パートのクロス・リファレンスがより容易になったと思う。
- ⑦講義パートにおいて判例を紹介する際に、葛野尋之=中川孝博=渕野貴生『判例学習・刑事訴訟法』（法律文化社、2010年）との関連を示すマークを追加した。主要判例の意義について本格的に検討するために、こちらの書物もお読みいただきたい。マークの意味は以下のとおり。

・「番号のみ ❶」→その判例は、『判例学習・刑事訴訟法』における当該番号の判例である。

・「番号+C ❶」→その判例は、『判例学習・刑事訴訟法』における当該番号の判例を解説した「コメント」中に言及されている。

⑧第1版刊行後に行われた新司法試験や予備試験の問題をふまえ、短答パートの問題を全面的に見直した。より広い範囲の知識をカバーするものになったと思う。

2012年2月1日

SLAYERのSEASONS IN THE ABYSSを久しぶりに聴き直しながら
著者を代表して 中川 孝博